

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の交付処分に係る等級認定の変更（より上位の等級への変更）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成30年6月12日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の下肢機能の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を4級と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これをより上位の等級に変更することを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件障害はより上位の等級に相当するものであるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

平成30年4月20日、手術により大腿骨頸部除去となり、現

状では全面介助が必要となりました。現在4級2種ですがそれより上位の級に変更をお願いします。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年12月4日	諮問
平成31年1月24日	審議（第29回第3部会）
平成31年2月26日	審議（第30回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容に基づき判断すべきものと解される。

この場合、処分庁としては、診断書に記載された医師の意見のみならず、各種の機能障害及び動作・活動に関して記載された事項を含め、診断書の記載全般を基に検討した上で、客観的に最終的な判断を形成すべきである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 本件診断書の「障害名」（別紙1・I・①）に「左股関節機能全廃」と記載されていることから、本件障害は下肢機能障害のうち、左股関節の機能障害として認定するのが相当である。

(2) 等級表が定めている肢体不自由のうち下肢機能障害に係る障害等級において、本件障害が該当する可能性がある股関節の機能障害に関係ある部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	下 肢 機 能 障 害	
4 級	5	一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	1	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害

そして、等級表解説の第3・2・(2)・ウ・(ア)によれば、股関節の機能障害における「全廃」（4級）の具体的な例として、「各方向の可動域（伸展←→屈曲、外転←→内転等連続した可動域）が10度以下のもの」としている。

なお、等級表解説第3・1・(4)によれば、等級表解説において挙げた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

その他、等級表解説は、股関節に係る機能障害の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

- (3) 以上を前提に、以下、請求人の下肢機能障害（本件障害）の程度について検討する。

本件診断書によれば、請求人については、左下肢の股関節について、大腿骨頸部骨折のため骨頭抜去術が施行され、左下肢の支持性が消失している事実が認められ、また、「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」の欄（別紙1・Ⅱ・一）のうち、「起因部位」は骨関節とされ、「参考図示」には、左股関節部分に変形し、左下肢に運動障害があるとされていることから、請求人は、左股関節に障害があることが認められる。

そして、「動作・活動」の欄（別紙1・Ⅱ・二）のうち、「正座、あぐら、横座り」、「座位又は臥位より立ち上がる」、「家の中の移動（車椅子）」、「二階まで階段を上って下り

る」、「屋外を移動する（車椅子）」、「ズボンをはいて脱ぐ〔どのような姿勢でもよい〕」及び「公共の乗物を利用する」はいずれも×（筋力が消失又は著減（筋力0，1，2該当））であり、「歩行能力及び起立位の状況」（別紙1・Ⅱ・三）は、「歩行能力（補装具なしで）」及び「起立位保持（補装具なしで）」の欄はいずれも「不能」と記載されている。

さらに、本件診断書の「関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）」（別紙1・Ⅲ）の左下肢の筋力テスト（MMT）の欄の記載を、等級表解説第3・2・(2)・ウ・(ア)の具体例に照らすと、左股の関節可動域が残っており、また、筋力については「△」（筋力半減（筋力3該当））であることから、左股の筋力は一定程度保たれているものの、左股関節の支持性が失われているとされていることから、左股関節の機能は失われているものと認められる。

以上の本件診断書の記載内容を、等級表及び等級表解説に照らし、請求人の下肢の機能障害全般を総合した上で判断すると、請求人の左下肢機能障害（本件障害）は「一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの」（4級）相当であると認められる。

- (4) そして、処分庁は、本件障害について、東京都心身障害者福祉センター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会に審査を求めた上で、本件処分を行っていることが認められる。
- (5) 以上のとおり、請求人の下肢機能障害（本件障害）は「一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの」（4級）であると認められることから、本件障害の程度は、左下肢の機能障害（4級）と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3）のことから、本件処分の違法、不当を

主張するが、処分庁の判断に違法又は不当な点がないことは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)